

事業主および被保険者、被扶養者の皆様へ

「緊急事態宣言」を踏まえた健康診断等の取り扱いについて

令和2年4月7日に「緊急事態宣言」が、下記7都府県を対象に発令され、それに伴い4月8日に厚生労働省より、対象地域に居住する住民及び、対象地域に所在する医療機関等で実施する健康診断等につきましては行わないこととされましたのでお知らせいたします。

なお、今後実施可能になるなど、取り扱いの変更が生じましたら改めてお知らせいたします。

《対象地域》 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・大阪府・兵庫県・福岡県

《対象期間》 令和2年5月6日まで

※対象地域・宣言期間が拡大される場合がありますのでご留意願います。

《お問い合わせ》

保健事業部 健康事業課

03-3834-7216